

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人松井昌次の上告理由第一点について。

有限会社の社員総会における議長の選任につき、定款にこれに関する定めのない場合には、出席社員の互選によつて議長が選任される旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、採用することができない。

同第二点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決（その引用する第一審判決を含む。）
拳示の証拠に照らして是認するに足り、その判断が所論引用の判例の趣旨に反する
ものとは認められない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の
とおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝	
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	高	辻	正	己	